

ままいろフェスタ出展規約

●申込締切 2025年7月31日(木)

【1. 規約の履行】

出展者(共同出展者を含む以下同様)は、以下に述べる各規約および主催者が提示した「出展のご案内」出展規約(以下に説明する出展に関する規約に一部記載されています)を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合は、主催者はその時期を問わず出展申込の受付を拒否し、あるいは出展の取り消し、出展の中止、小間(スペースを含む以下同様)・展示物・装飾物等の撤去・変更を出展者に命じることができます。その際、主催者の判断根拠は関係者に通知しません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還および出展取り消し、小間・展示物・装飾物等の撤去・変更、出展の中止によって生じた出展者および関係者の損害も補償いたしません。

【2. 出展資格】

2-1 出展者は、主催者が定める展示会の開催趣旨に明示した開催目的・展示品目等に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。また、主催者は本展示会の出展基準に従い、製品・サービスなどが展示に適さないと判断した時、主催者は、その出展の取り消しをすることができます。

2-2 出展対象内の製品・サービスの場合でも、公序良俗に反する場合、または知的財産権等の侵害のおそれがある場合、若しくは出展・展示等で会場運営、会場保全、管理・秩序の維持や安全に不適切と主催者が判断した場合、主催者は出展申込の受付を拒否することができます。この権限は、企業・団体、人、物、行為、印刷物および主催者が問題あると考えるすべてのものに及ぶものとします。その際、主催者の判断根拠は出展申込者および関係者に通知しません。

2-3 申込時から起算して過去5年間に法律・法令違反で業務・取引停止等の行政処分を受けた企業・団体または破産・民事再生手続若しくは会社更生手続の開始の申し立があった企業・団体の出展申込みはできません。

2-4 出展申込書の記載内容および添付書類に不足または不備があると主催者が判断した場合、主催者は出展を拒否する権利を有します。

2-5 出展申込みを正式に受理した後でも、出展者において「出展規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消すことができます。

2-6 出展者が提出した出展申込書に基き、主催者が出展者に対して請求書を発行し、出展者からの出展料入金の確認をもって、出展契約の成立とします。

【3. 出展申込みおよび出展料の支払い】

3-1 出展申込書は、記入必要事項のすべてにご記入いただき、会社・団体印、担当者印を捺印し原本をお送りください。

3-2 必要に応じ出展申込書の他に「会社案内」、「出展製品(サービス)カタログ」または「説明書」類を添付してください。

3-3 出展申込書および出展規約、その他すべての提出書類はコピーをお取りいただき、お手元に保存してください。

3-4 主催者は出展申込書受領後、各出展者の担当者あてに請求書を送付します。

出展者は下記支払期限までに指定の銀行口座へ請求金額(追加)をお振込みください。手形によるお支払いは、お受けできません。振込み手数料は出展者のご負担でお願いします。期日までに請求金額を完納しない場合は、出展者の都合により出展を取り消したものとみなします。支払い期限2025年10月25日(土)

【4. 出展の取り消し】

4-1 やむを得ない事情と主催者が判断した理由により、出展者は出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展者は書面にて主催者に届け出たうえ、規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。

4-2 キャンセル料

●2025年10月26日 から2025年11月9日／請求金額の50%

●2025年11月10日 以降／請求金額の100%

【5. 小間位置の決定】

5-1 小間位置は、小間の種類、大きさ、ゾーン等に基づき主催者が会場全体の小間レイアウトを作成し、公平をもって決定します。

5-2 出展者は、小間位置抽選・装飾等説明会で決まった展示小間をいかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3 主催者は、出展申込キャンセルなどが発生した場合、状況により小間の配置や全体レイアウトを変更することができます。

【6. 書類の提出】

出展契約成立後に、出展者は主催者から提出を求められた書類は指定期日までに提出しなければなりません。

【7. 出展に関する規定】

7-1 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者に文書で連絡しなければなりません。

7-2 出展者は、通路など自社小間内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。また、近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はその指示に従うものとします。

7-3 出展者は、強い光、熱、煙、臭気・大音量を放つ実演および展示小間周辺通路における順番待ち・溢れなどを伴う実演など他社の迷惑になる行為を行ってはいけません。実演などが他社に迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができます。出展者はその指示に従うものとし、指示に従わない場合は、1項「規約の履行」に従い処置します。

7-4 出展者は、出展会場およびその周辺に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導をしなければなりません。

7-5 会場・会場周辺において本展示会の準備期間中・会期中・会期後に主催者・来場者・出展者などに対して迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業・業務妨害またはそれらに類する行為、法律・法令に違反行為)があった場合。または、予想される場合は、主催者はその時期を問わず、対象企業・団体の出展申込の拒否、および出展者の出展中止を命じることができます。

7-6 展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責任を一切負いません。

7-7 食品衛生管理上、保健所への届出が必要な場合は各自行って下さい。

7-8 主催者は、出展者および来場者に対して、展示会の安全・秩序の維持のために入場を拒否することができます。

【8. 損害責任】

8-1 主催者はいかなる理由においても、出展者およびその雇用者・関係者が展示小間および会場施設ほかを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。

8-2 出展者はその雇用者・関係者・代理店・装飾・運送会社ほかの不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建築物・設備等に対するすべての損害について、速やかに損害額の全額を賠償するものとします。

8-3 主催者は、天災、その他不可抗力の原因により会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償いたしません。

8-4 主催者は自然災害、火災、爆発等の大規模事故、交通機関の遅延、社会不安、感染症、盗難、交通事故などによって生じた出展者および関係者の損害は補償いたしません。

【9. 個人情報の取り扱い】

出展者は、本展示会を通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また、取得した個人情報は、出展者が責任を持って管理・運用するものとします。万一、来場者に損害が生じた場合、出展者が全責任を負うと共に、自ら責任を持って紛争を解決するものとします。主催者は一切の責を負いません。

* 主催者の個人情報保護方針については、

<https://mama-no-mama.jp/privacy/>をご参照ください。

主催者が運営、基礎工事、電気工事等の「秘密情報および個人情報の取り扱いに関する契約」を締結している委託会社には業務上の必要な委託業務として出展者の情報を提供することができるものとします。また主催者は、本展示会に関する連絡・告知などに使用することもできるものとします。

【10. 補則】

10-1 上記から生じる一切の権利義務の争いについては、大分地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

10-2 本申込書、出展のご案内、出展マニュアル、各種届出書、規定・規約等の文書における正式な言語は日本語とし、準拠法は日本法とします。